

伊豆ファン倶楽部連携自治体協議会会則

(名称)

第1条 本会は、伊豆ファン倶楽部連携自治体協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 デジタル田園都市国家構想推進交付金 Type3 に採択された伊豆ファン倶楽部事業（以下、「本事業」という。）を実施するため、協議会を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本事業の実施に係る意思決定に関すること。
- (2) 本事業の進捗や KPI の管理に関すること。
- (3) 本事業の実施に係る各市町の経費負担割合などに関すること。
- (4) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、三島市、熱海市及び函南町（以下「関係市町」という。）の長をもって構成する。

- 2 協議会は、会長及び委員 2 人をもって、これを組織する。
- 3 会長は、関係市町の長が協議して定める。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は関係市町の事業を推進する担当部局の課長又はその職に準ずる者（以下「課長等」という。）をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長には会長の属する関係市町の課長等が就くものとする。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席した全ての構成員の同意をもって可決する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長の属する市町に置く。

(経費)

第8条 関係市町は、本事業の実施に必要な経費の各市町の負担額を明らかにするため毎年度覚書を締結する。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この会則は令和 5 年 8 月 1 4 日から施行する。